

記入上の注意

この診断書は、健康管理手当の受給者資格の認定について、厚生労働省令で定める障害(※1の欄の障害)を伴う疾病にかかっているかどうか証明するものであり、当該疾病が原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである場合は、健康管理手当は支給されません。

健康管理手当に係る障害は、通例、日常においてなんらかの支障を生じる程度のものであり、対象疾病等は次表のとおりです。

対象疾病	疾病名の例示	手当支給期間 最高限度	検査項目
1 造血機能障害を伴う疾病	鉄欠乏性貧血	鉄欠乏性貧血 3年	① 身体所見 ② 血色素量 ③ 赤血球数 ④ 白血球数 ⑤ 血小板数 ⑥ 網状赤血球数 ⑦ 血清鉄 ⑧ 白血球の分類 ⑨ ヘマトクリット
	貧血症など	貧血 5年	
	再生不良性貧血	終身	
2 肝臓機能障害を伴う疾病	肝硬変、慢性肝炎(アルコール性を除く)	終身	① 身体所見 ② 肝機能検査項目 ③ 画像所見
3 細胞増殖機能障害を伴う疾病	悪性新生物	終身	① 身体所見 ② 手術の有無(摘出術の日時、経過など) ③ 良性、悪性の別 ④ 末梢血液検査 ⑤ 血液像 ⑥ 組織病理診断所見 ⑦ 骨髄検査所見 ⑧ 内視鏡検査所見
4 内分泌腺機能障害を伴う疾病	糖尿病	終身	① 身体所見 ② 内分泌機能検査所見 ③ 尿糖 ④ 空腹時血糖 ⑤ HbA1c ⑥ 糖負荷試験 ⑦ できれば眼底所見
	甲状腺機能低下症	終身	
	甲状腺機能亢進症	5年	
5 脳血管障害を伴う疾病	くも膜下出血、脳出血、脳梗塞	終身	① 身体所見 ② 血圧値 ③ 神経機能検査所見 ④ 発症の期日 ⑤ C T又はMR I
6 循環器機能障害を伴う疾病	高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患	終身	① 身体所見 ② 血圧値 ③ 胸部X線検査所見(心胸比を含む) ④ 心電図所見 ⑤ 生化学検査所見(T-chol、HDL-C、TGなど) ⑥ できれば心臓超音波検査所見
7 腎臓機能障害を伴う疾病	ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎	終身	① 身体所見 ② 尿検査所見及び尿蛋白定量検査所見 ③ 血清検査所見(総蛋白、A/G比など) ④ 腎機能検査所見 ⑤ 血圧値 ⑥ できればPSP(15分値)又はクレアチニンクリアランス(CCr)
8 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病	白内障(先天性、糖尿病、老人性を除く)のみ	5年	① 眼科学的検査 ② 現症所見
9 呼吸器機能障害を伴う疾病	肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症(急性または詳細不明の間質肺炎を除く)	終身	① 身体所見 ② 胸部X線又は胸部CT検査所見 ③ 肺活量(%VC) ④ 一秒率 ⑤ P ₂ O ₂ 又はS _p O ₂
10 運動器機能障害を伴う疾病	変形性関節症、変形性脊椎症 骨粗鬆症(運動器機能障害に限る)	終身	① 身体所見 ② 運動器X線検査所見(図示) ③ 血清カルシウム ④ 日常生活における支障の程度
11 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病	胃潰瘍、十二指腸潰瘍等	3年	① 身体所見 ② 腹部(胃、十二指腸)X線検査所見 ③ 糞便潜血反応検査所見 ④ 内視鏡検査所見 ⑤ 手術をした場合は期日
※対象疾病であっても、その疾病が、先天異常、伝染病、寄生虫病又は中毒など、原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかな場合は除かれます。			

- 1 検査成績は診断書作成日前3ヶ月以内のものに限ります。
- 2 3ヶ月以内の検査成績がほぼ正常の場合は、過去の異常値及び検査年月日を()書きするとともに、現在治療の結果軽快したが、なお要治療(または要経過観察)である旨を「その他の特記すべき事項及び治療状況欄」に記入してください。
- 3 ※2の病状の固定化とは、その疾病の治療に5年以上期間を要するものをいいます。ただし、鉄欠乏性貧血及び潰瘍は3年、貧血(鉄欠乏性貧血、再生不良性貧血は除く)、甲状腺機能亢進症、白内障は5年が支給認定期間の上限となります。
- 4 ※3の欄には、※2の欄に記入した疾病の状態を最もよく表している検査結果を詳しく記入してください。
- 5 心臓のX線所見、心電図成績または理学的検査所見上著変が認められない心疾患(循環器機能障害)は、他覚的所見(例えば浮腫)など参考となる事項を「その他の特記すべき事項及び治療状況欄」記入してください。
- 6 X線検査を行った場合は、所見を検査欄に図示してください。